

VII. 発生段階別における対策一覧表

新型インフルエンザ等の発生段階	①未発生期 ⇒	②海外発生期 ⇒	③市内（県内）未発生期 ⇒	④市内（県内）発生早期 ⇒	⑤市内（県内）感染期 ⇒	⑥小康期	
	新型インフルエンザ等が発生していない状態	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、市内では発生していない状態	県内または市内で新型インフルエンザ等の患者が発生し、全ての患者の接触歴を追跡できる状態	県内または市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が追跡調査できなくなった状態	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	
目的及び対策の考え方 主要項目	<ul style="list-style-type: none"> 国、県等との連携を図り、体制の構築、訓練の実施、人材の育成等事前の準備を推進し、平時から警戒する等、市民全体での認識共有のため、継続的な情報提供を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 海外の発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報を収集し、対策の判断に役立てる。また、注意喚起を行い、対策についての的確な情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関、事業所、市民に対し、積極的な情報提供を行い、医療体制、感染防止策、個人がとるべき行動について十分な理解を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> 積極的な感染対策、情報提供を実施し、流行のピークを遅延させる。 感染拡大に備えた体制整備、住民接種を円滑に実施し、市民生活及び市民経済の安定を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 対策の主眼を感染防止策から被害軽減に切り替えた上で、積極的な情報提供、予防接種等を行い、今後の医療体制、市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。 	<ul style="list-style-type: none"> 第一波の対策評価、継続的な情報収集により、第二波に備えた計画や体制の見直しを図る。 	
(1) 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 市行動計画の策定 連携体制の確認、訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 海外の発生状況、情報の集約、分析を行い、市対策会議において初動対処方針等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 国や県の基本的対処方針を確認し、全庁一体となった対応 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部の準備及び設置 		<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部の廃止 行動計画の見直し 	
(2) 情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報の提供 情報共有の体制整備 新型インフルエンザ等相談窓（コールセンター）の開設準備 	<ul style="list-style-type: none"> 海外発生における対策の理由やプロセス等の共有 迅速な情報提供の体制整備 市対策本部体制についての庁内での綿密な情報共有 最新情報を広報媒体を用いて周知 	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生における対策の理由やプロセス等の共有 患者となった場合の対応について、あらゆる広報媒体を用いて周知 学校、保育施設、事業所での感染対策についての情報を適切に提供 コールセンターの充実、強化 	<ul style="list-style-type: none"> 市内公共機関の運行状況についての情報提供 学校、保育施設、事業所での感染対策を徹底するために逐次情報を提供 	<ul style="list-style-type: none"> 県知事による発生宣言がなされた周知 国内外の発生の状況と具体的な対策等の情報を詳細に提供 患者となった場合の対応についての周知徹底 コールセンターの人員増強、開設時間の延長等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 県知事による流行警戒宣言がなされたことを周知 市内の流行状況等の情報共有を行い、必要な対策の強化 コールセンターの継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備え、情報共有体制の継続 コールセンターの縮小 第一波の終息及び第二波の可能性について情報を提供 市内公共機関の運行状況についての情報提供 相談窓口の内容等を取りまとめ情報提供や共有のあり方を評価、見直し
(3) まん延防止に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染対策（マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、不要な外出を控える等）の普及啓発 地域や職場における感染防止策についての周知を図るための準備 防疫措置、疫学調査など関係機関との連携を強化 	<ul style="list-style-type: none"> 濃厚接触者への対応準備のため、入国者に関する情報を有効活用 市民に対し、基本的な感染対策を実践するように周知 発症が疑わしい場合は、コールセンターを通じ、帰国者接触者相談センター（保健所）に相談 発生地域への渡航自粛を周知 	<ul style="list-style-type: none"> 市民、事業所、福祉施設等に対し、基本的な感染対策の実施を勧奨 公共機関に対し、利用者への適切な感染対策を講ずるよう要請 基礎疾患を有する者が集まる施設等における感染対策の強化要請 不要不急の出国の自粛要請 	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健安全法に基づく臨時休校を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健安全法に基づく臨時休校の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備え、まん延防止策の見直しを図る 流行の状況を踏まえ、臨時休校を解除 	
(4) 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の接種体制を構築 住民接種に関し、国からの技術的支援を受けた上で体制構築の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ワクチンの円滑な流通体制整備 国の基本的対処方針に従い、特定接種を開始 住民接種は速やかに接種できるように具体的な接種体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 市内公共施設を活用するなどして、接種会場を確保し、関係者の協力のもと住民接種を実施 発熱等の症状を呈している状態にある者は事前に接種会場に赴かないように事前に周知 住民接種の有効性や安全性に係る調査のため、医療機関に対し、予防接種後報告書を配布 接種順位に関する基本的な考え方等、市民への接種に関する情報提供、相談に対応 	<ul style="list-style-type: none"> 国の基本的対処方針に従い、特定接種を実施 		<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備え、予防接種法に基づき住民接種を実施 	
(5) 医療	<ul style="list-style-type: none"> 県（保健所）が設置する二次医療機関等を圏域とした会議に出席し、関係機関との連携を強化 地区医師会への要請、連絡、調整等を行う体制を準備 医療資器材の備蓄状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 国が示す新型インフルエンザ等の症例定義等の情報を医療機関へ周知 医療体制の確保について、県や地区医師会と連携 県が設置する帰国者接触者外来との連携に向け具体的な準備 抗インフルエンザ薬の必要量の把握 医療資器材の必要量、活用方法の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 市内で発熱、呼吸器症状等を有する者が発生した場合、帰国者接触者センターへの相談及び帰国者接触者外来への受診勧奨の徹底 抗インフルエンザ薬の必要量の把握 医療資器材の配備を行い、必要に応じて活用 	<ul style="list-style-type: none"> 帰国者接触者センターへの相談及び帰国者接触者外来への受診勧奨を中止し、一般の医療機関に診察するよう周知 在宅療養している患者への支援 自宅で死亡した患者への対応 		<ul style="list-style-type: none"> 抗インフルエンザ薬、医療資器材の備蓄状況等の把握 	
(6) 市民生活及び市民経済の安定確保	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応について、要援護者の把握、具体的手続きの決定 火葬または埋葬を円滑に行うための体制整備 対策実施に必要な物資および資材を備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対し、従業員の健康管理の徹底、感染防止策の準備を要請 海外発生の情報を要援護者へ周知 臨時遺体安置所の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対し、従業員の健康管理の徹底、感染防止策の準備を要請 海外発生の情報を要援護者へ周知 臨時遺体安置所の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者対策の実施 臨時の遺体安置所として活用した場合は施設の管理及び遺体の保存を適切に処理 	<ul style="list-style-type: none"> 価格高騰及び供給不足に対する適切な措置 要援護者への生活支援、死亡時の対応 火葬場の円滑化 臨時の遺体安置所の確保 特例による埋葬及び火葬 		<ul style="list-style-type: none"> 臨時の遺体安置所を順次閉鎖し、平常通りの火葬体制に移行
			<ul style="list-style-type: none"> 【緊急事態宣言時】 消毒や水の安定供給の必要な措置の実施 物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図るため、物資供給の確保や便乗値上げの防止を要請 			<ul style="list-style-type: none"> 対策の合理性が認められないと判断した場合、緊急事態措置を縮小、中止 	